

4.2 油濁損害の補償制度

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、CLC および 1971 年の油による汚染損害の補償のための国際基金設立に関する国際条約を改正する 1992 年の議定書 (FC) により被害者への賠償および補償を行う制度が確立されている。

FC については IOPCF で対応が審議されており、2017 年 4 月および 10 月に IOPCF 会合が開催され Prestige 号事故に関する対応審議の他、Hebei Spirit 号や Agia Zoni II 号等の油濁事故クレーム処理、解雇または減給された従業員への補償基準など IOPCF の運営全般に関する事項について審議された。

1. 解雇または減給された従業員への補償基準

これまでの IOPCF のポリシーでは油濁事故により解雇または減給となった従業員の請求に対して IOPCF は補償を行っていなかった。しかしながら、Hebei Spirit 号事故に係る判決においてこれらが間接的な損害にもかかわらず事故との間に相当因果関係が認められたことが 2017 年 4 月 IOPCF 会合で紹介された。これを受け現行ポリシーを見直し補償対象とすることを支持する国も散見されたため、2017 年 10 月 IOPCF 会合において審議されることとなった。10 月の会合では改めてポリシー見直しについて審議した結果多くの国から支持を得た一方、支払いの基準 (criteria) に関する事務局長提案については、明確性、フレキシビリティ、国内法との関係等について更なる検証が必要とされたため、次回の 2018 年 4 月 IOPCF 会合において改めて検討されることとなった。

2. 環境損害に関する請求を提出する者を支援するガイドライン

2016 年 4 月の IOPCF 会合において、「環境損害に関する請求を提出する者を支援するガイドライン」の作成が検討され始めた。同ガイドラインは既存の枠組における請求の明確化を目的としており、今後作成するドラフトについては、環境損害の範囲を拡大する趣旨ではないことを確認した上で予備的な位置付けで議論が行われた。2016 年 10 月 IOPCF 会合においては各国より同ガイドライン案に関する意見が提出されたものの、IOPCF 事務局起案のドラフトが概ね支持を得た。また同ガイドラインは法的拘束力を持つものではなく、締約国の国内裁判所による条約の解釈を妨げるものではないことも併せて確認された。

2017 年 4 月 IOPCF 会合では一部修正等により審議不十分で採択されなかったが、同年 10 月の IOPCF 会合において同ガイドライン案が異議なく了承された。また、同ガイドラインは膨大な頁数のため、追って IOPCF 事務局による簡易版が作成されることとなった。